

城沼漁業協同組合遊漁規則

(共第14号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、城沼漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第14号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（コイ、フナ、ウナギ及びモツゴをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りではない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第七条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
コ イ フ ナ ウ ナ ギ モ ツ ゴ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示し、公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき2本以下・長さ7m以下
四つ手網	1人につき1統・幅及び長さ2m以下・網目は1.5cmにつき1.3節以下
筌（網うけ）	1人につき1.0統以下・幅30cm以下長さは50cm以下・網目は1.5cmにつき1.6節以下

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚 種	ウ 区 域	エ 期 間
四つ手網	全魚種	古城沼	1月1日から12月31日
筌（網うけ）	全魚種	古城沼	1月1日から12月31日

（禁止区域及び時間）

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間 ・ 時 間
全漁場	日の入りから日の出まで（ただし、第四条第1項における置針漁を除く。）

（全長の制限）

第六条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
コ イ	20センチメートル
ウナギ	30センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁をする場合の遊漁料については、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）において納付するときは次の表のとおりとする。なお、期間の欄の1年とは1月1

日から翌年12月末日までとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕 竿釣 手釣	1日	500円
		1年	8,000円
全魚種	四つ手網 罟(網うけ)	1日	500円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生及び身体障害者	全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1日	200円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真

(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る)

- (2) 承認期間

- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類

- (4) 発行者名

- (5) その他参考となるべき事項

- 2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、又は漁場監視員において行うものとする。

- 3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の川底及び湖底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名および顔写真
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名
- (4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に平成27年2月19日付け群馬県指令蚕園第201-4号で認可された城沼漁業協同組合遊漁規則（共第14号第五種共同漁業権）により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

○令和5年9月1日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-6号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

別 表

遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在	電話番号	備考
1	組 合 事 務 所	館林市花山町3 2 5 2番地	0276 (73) 7800	
2	寺 内 吉 一	館林市当郷町1 9 6 0番地	0276 (74) 3185	